

議案第16号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

本所地域プラザ	東京都墨田区本所一丁目13番4号
---------	------------------

別表第1に次のように加える。

本所地域 プラザ	会議室、小会議室、楽屋、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室	午前9時から午後9時まで
	その他区長が必要と認める施設	

別表第2を次のように改める。

別表第2

名 称	休 館 日
八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで
本所地域プラザ	指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）

付記 第3号の規定は、八広地域プラザの外部コミュニティゾーンについては、適用しない。

別表第3に次のように加える。

## 2 本所地域プラザ

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 4時30分まで	午後5時30分 から午後9時まで
会 議 室	2,400円	3,100円	3,100円
小 会 議 室	1,700円	2,200円	2,200円
楽 屋	700円	700円	700円
学び合い体験室	1,300円	1,500円	1,500円
調 理 室	2,000円	2,400円	2,400円
多目的ホール	3,700円	4,400円	4,400円
ス タ ジ オ	2,000円	2,200円	2,200円
和 室	2,400円	3,100円	3,100円
トレーニング室	1回2時間以内		220円
付 帯 設 備	1件、1回につき 1,000円		

### 付記

- 次に掲げる時間を「午前」、「午後」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」、「午後」又は「夜間」の利用料金の額は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。

午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の額の3割相当額

正午から午後1時まで 「午後」の利用料金の額の3割相当額

午後4時30分から午後5時30分まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額

午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額

- 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の中間時間については、1の加算額を徴収しない。

### 付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域プラザ条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

本所地域プラザを公の施設として設置するとともに、同プラザの施設の利用時間、利用料金等を定める必要がある。

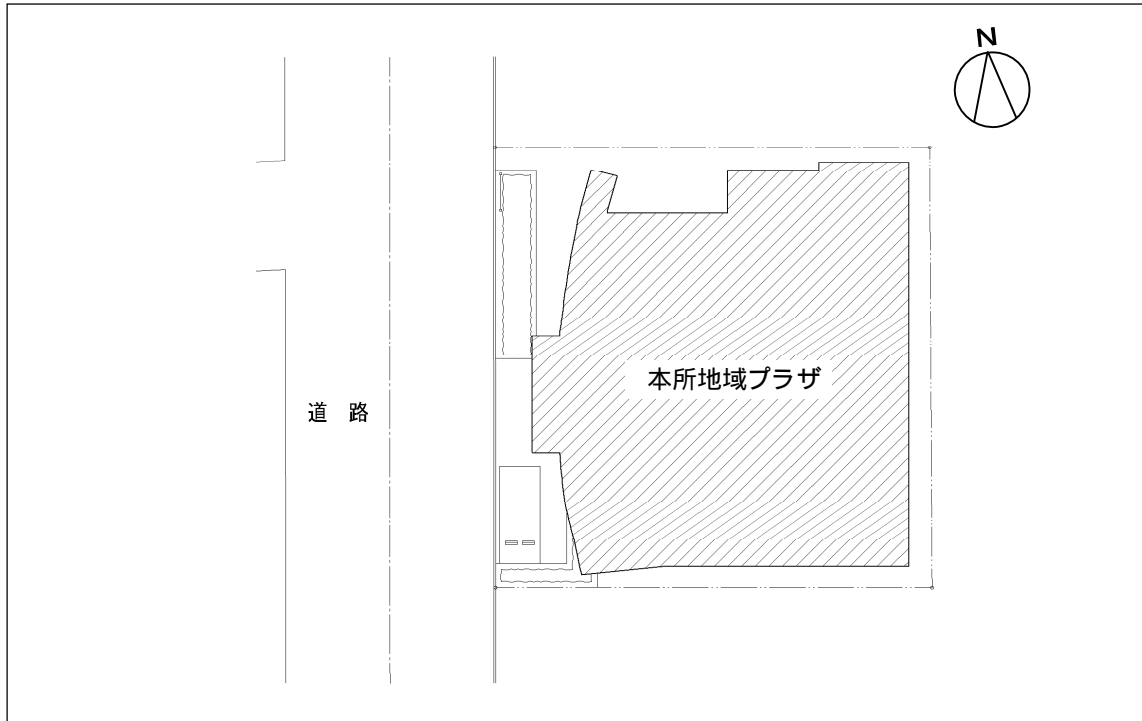
(参考)

### 本所地域プラザ概要

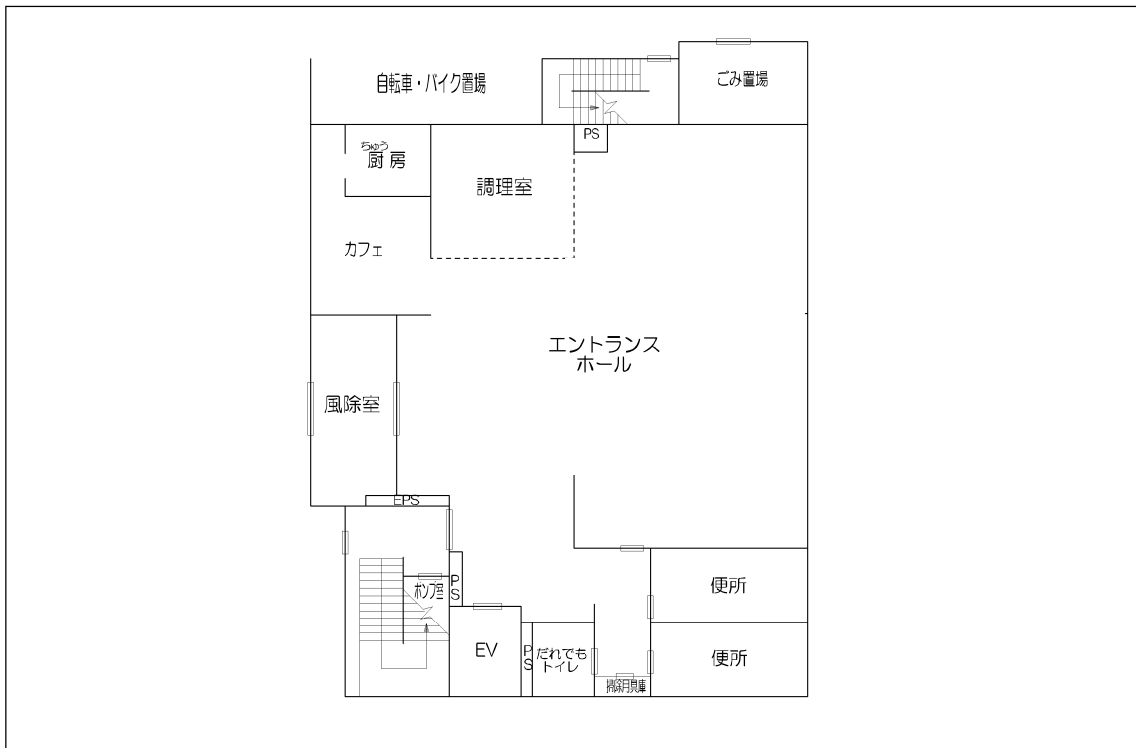
施設名称	本所地域プラザ	
所在地	墨田区本所一丁目13番4号	
構造	鉄筋コンクリート造 地上6階	
規模	敷地面積	579.22m <sup>2</sup>
	建築面積	395.99m <sup>2</sup>
	延べ面積	1,702.47m <sup>2</sup>



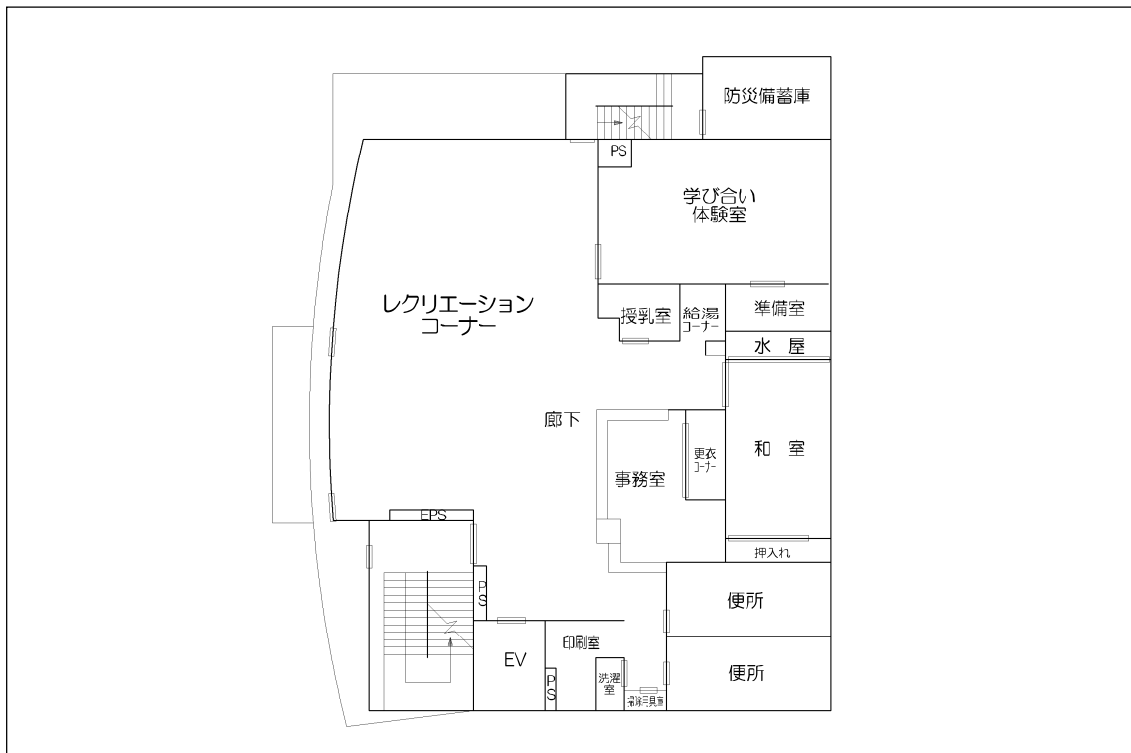
案内図



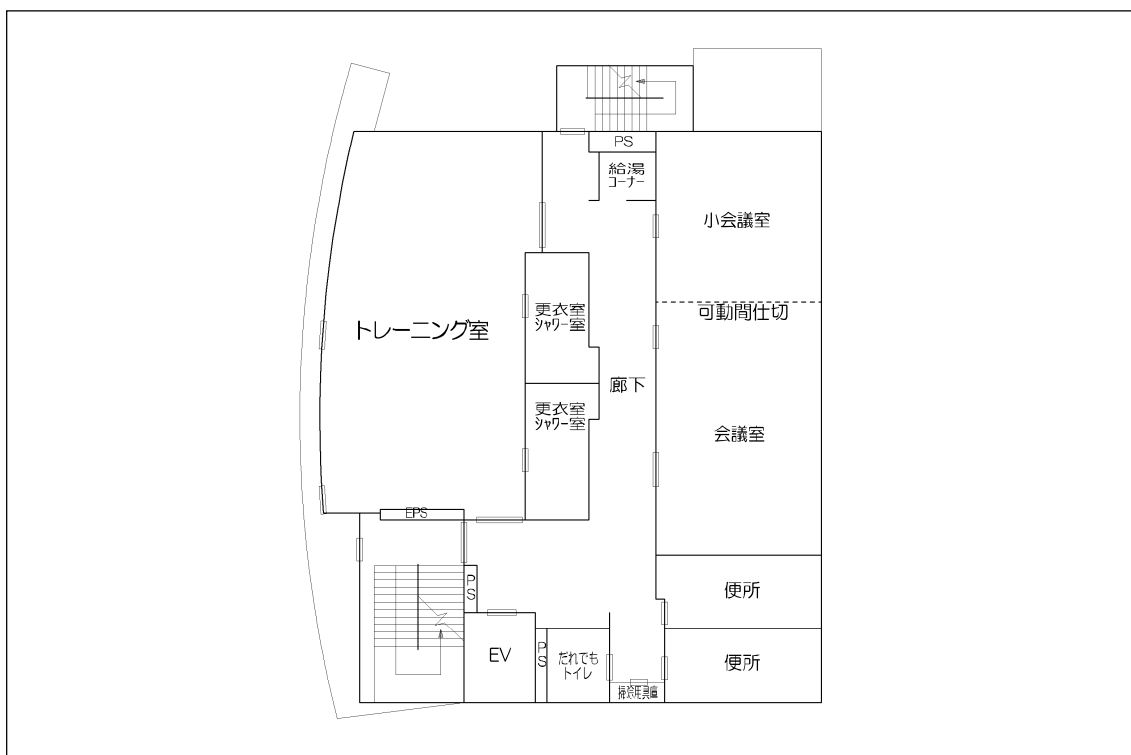
配置図



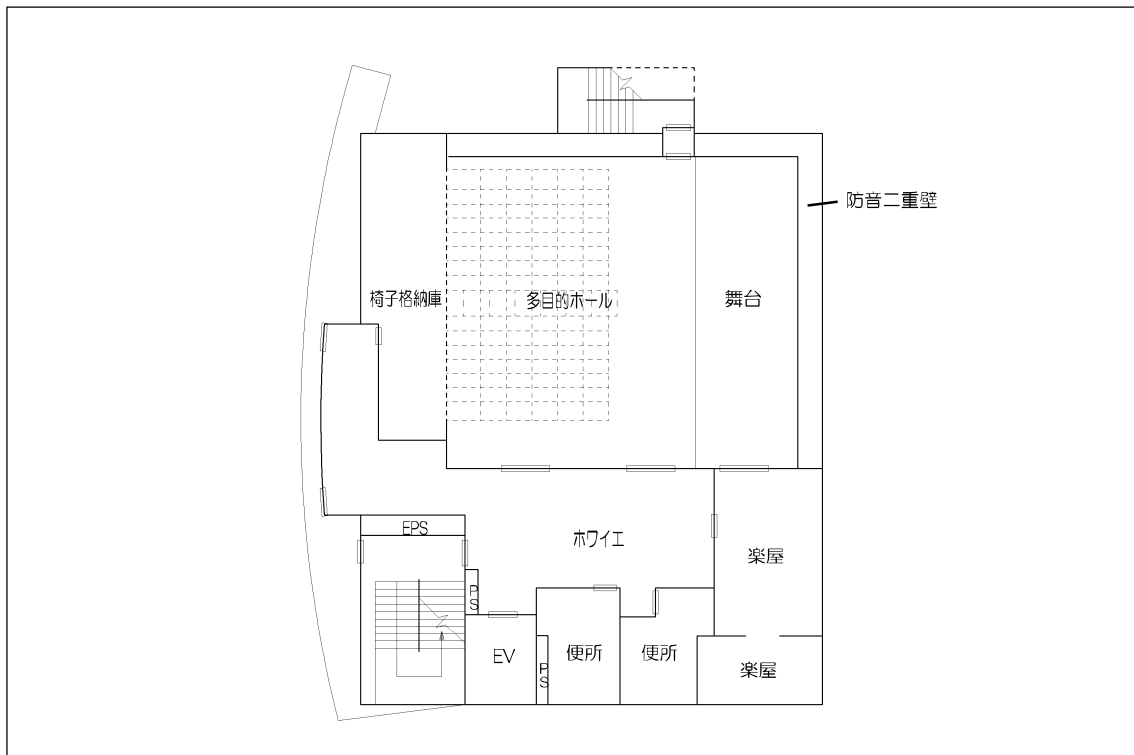
1階平面図



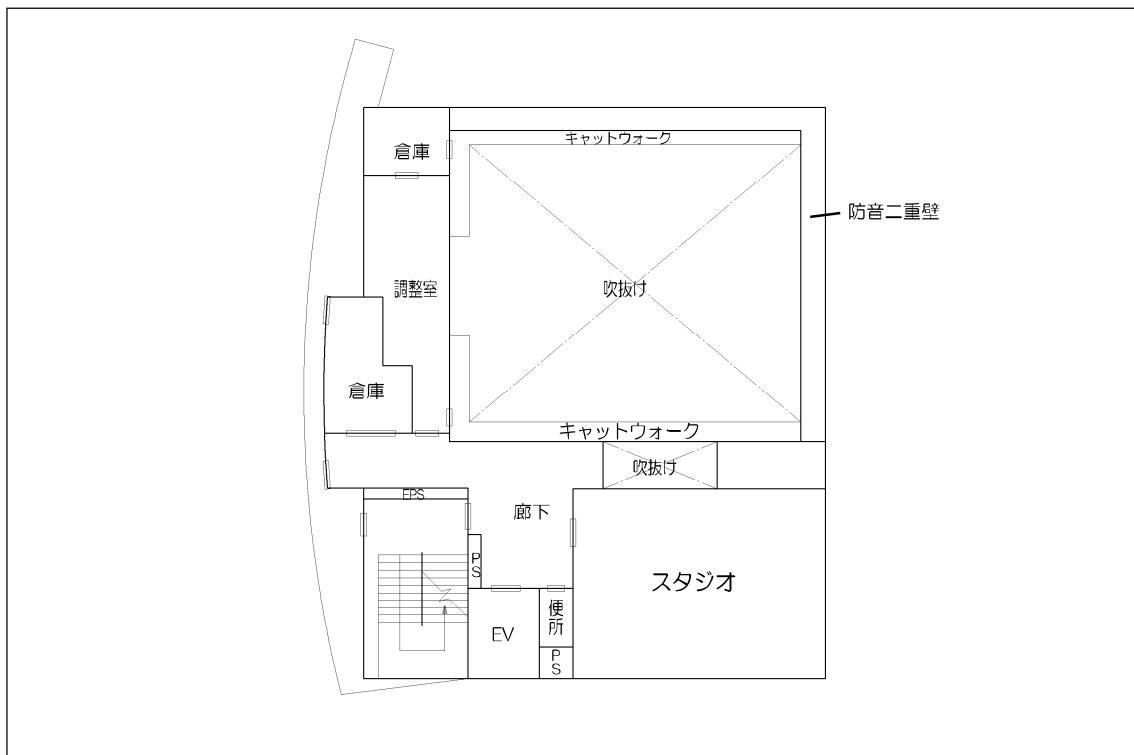
2階平面図



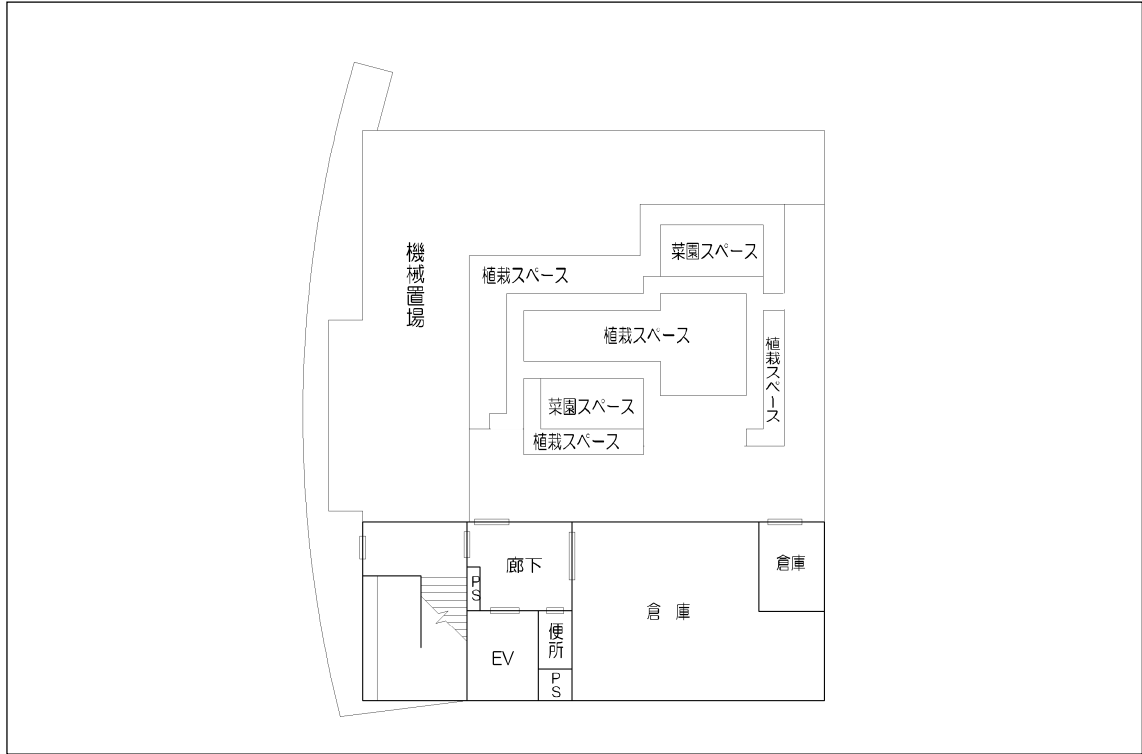
3階平面図



4 階 平 面 図



5 階 平 面 図



6階(屋上)平面図